

## 株式会社倉敷ケーブルテレビ広告放送基準

### (総則)

株式会社倉敷ケーブルテレビは、ケーブルテレビの社会的使命に鑑み、「株式会社倉敷ケーブルテレビ広告放送基準」を定める。この基準を定める上で(社)日本ケーブルテレビ連盟が定めた「広告放送の自主基準(2005年10月19日制定)」、「自主制作番組・放送番組基準(1997年9月制定)」の各条項を遵守することとし、「日本民間放送連盟放送基準」及び(社)衛星放送協会制定の「広告放送のガイドライン2004」の必要事項を盛り込むものとする。また参照資料に重大な変更があるときは本基準の見直しを行うものとする。

### 1章 広告の責任

- (1) 広告は真実を伝え、視聴者に利益をもたらすものでなければならない。
- (2) 広告は、その内容・表現・取扱いについて関係法規を遵守するものでなければならない。
- (3) 広告は、健全な社会生活や良い慣習を害するものであってはならない。

### 2章 広告の取扱い

- (1) 広告放送は、広告主の名称・商品・商品名・商標などを明らかにし、広告放送であることが明確に識別できるようにしなくてはならない。
- (2) 広告放送の内容は広告主の名称・商品・商品名・商標・標語・企業形態・企業内容(サービス・販売網・施設など)とする。
- (3) 広告は、児童の射幸心や購買欲などを過度にそそらないようにしなくてはならない。
- (4) 学校向けの教育番組に広告が含まれる場合は、学校教育の妨げにならないようにする。
- (5) 番組およびスポットの提供については、独占禁止法に抵触するような独占的利用を認めない。
- (6) 不動産の広告は、権利関係や取引の実態が不明確なものは取扱わない。
- (7) 事実を偽ったり、誇張して、視聴者に過大評価されるおそれがある広告は取扱わない。
- (8) 事実であっても他を誹謗し、または排斥、中傷する内容を含む広告は取扱わない。
- (9) 係争中の問題もしくは主義主張の対立する立場の一方的な主張または通信・通知を含む広告は取扱わない。
- (10) 暗号と認められる内容を含む広告は取扱わない。
- (11) 許可・認可を要する業種で、関連法規に基づく許可・認可のない広告主の広告は取扱わない。

- (12) 健康を損なうおそれのあるものや、その内容に虚偽、著しい誇張のある食品の広告は取扱わない。
- (13) 教育施設または教育事業の広告で進学・就職に対しての優位性や資格取得の保証などについて虚偽や誇張がある広告は取扱わない。法令により「学校」、「大学院」、「専修学校」の名称を用いることができない施設について、これらと誤認する表現を用いた広告も取扱わない。
- (14) 占い、心霊術、骨相・手相・人相その他迷信を肯定する内容を含む広告及び非科学的な内容を含む広告は取扱わない。
- (15) 私立探偵、興信所など私的な秘密事項の調査に関する広告は、その業態や契約条件に違法性がないか、人権侵害にあたるおそれがないかを慎重に判断し、そのおそれがある場合は取扱わない。
- (16) 風紀上好ましくない商品やサービスおよび性具に関する広告は取扱わない。
- (17) 秘密裏に使用する物に関する広告及び家庭内の話題として不適当な内容を含む広告は取扱いに注意する。
- (18) 死亡、葬儀に関する広告及び葬儀業の広告は取扱いに注意する。
- (19) アマチュア・スポーツの団体及び選手を利用した広告は、関係団体と連絡をとるなど慎重に取扱う。
- (20) 寄付金募集の広告は、主体と目的が明らかで、必要とされる許認可がなされたものでなければ取扱わない。
- (21) 無限連鎖講(いわゆるねずみ講など)、マルチ商法に関する広告は取扱わない。
- (22) 個人的な売名を目的とする広告は取扱わない。
- (23) 国旗、国際機関の標章、皇室・王室・国家元首の写真、紋章を使用した広告については国際機関、宮内庁などの許可を得たもの以外は取扱わない。また、たとえ許可があるものであっても、国内・国際情勢の急激な変化により、使用が不適当となったものは取扱わない。
- (24) 求人に関する広告は、事業者の実態や労働条件を関連法規に照らし合わせ、法令に反していないことを確認しなくてはならない。また、応募者に誤解を与えない表現を用いた広告は取扱わない。
- (25) いわゆるサブリミナル的表現手法など特殊な映像編集手法を使用した広告については、視聴者の正常な判断力を阻害したり、心身に悪影響を及ぼすことがないことを確認しなくてはならない。

### 3章 医療・医薬品、化粧品などの広告

- (1) 医療・医薬品・医薬外部品・医療器具・化粧品などの広告で医師法・医療法・薬事法等の諸法令に反するおそれがあるものは取扱わない。

- (2) 医業(医師、薬剤師、看護師、病院・診療所など)に関する広告で、医師法、医療法等の諸法令に反するものは取扱わない。
- (3) 医療・医薬品・医薬外部品・医療器具・化粧品の効能効果及び安全性について、最大級またはこれに類する表現をしている広告は取扱わない。また、虚偽や著しく誇大な表現であるものも取扱わない。
- (4) 医療・医薬品・医薬外部品・医療器具・化粧品の広告で、著しく視聴者の不安・恐怖・楽観を与えるおそれのある表現であるものは取扱わない。
- (5) 医師・薬剤師・看護師・病院・診療所等が、特定の医療・医薬品・医薬外部品・医療器具・化粧品を推薦している広告は取扱わない。
- (6) 懸賞の賞品として医療・医薬品・医薬外部品・医療器具・化粧品を提供する広告は原則として取扱わない。

#### 4章 金融・不動産の広告

- (1) 金融業の広告で、事業者の資格が法令に適合しないもの、サービス内容が視聴者の利益に反するものは取扱わない。
- (2) 金融業の広告で、視聴者に対し、安易な借入れを助長するものは取扱わない。
- (3) 不特定かつ多数の者に対して、利殖を約束し、またはこれを暗示して出資を求める広告は取扱わない。
- (4) 投機性の高いものや投資リスクが伴う商品の広告は、視聴者が被る可能性があるリスクを開示しているもの以外は取扱わない。
- (5) 不動産の広告で、投機を煽る表現及び誇大または虚偽の表現を用いているものは取扱わない。
- (6) 諸法令に違反しているもの、権利関係等を確認できない不動産等の広告は取扱わない。
- (7) 有料老人ホームの入居者募集、会員制リゾートクラブ、別荘等の広告は、募集内容に虚偽や誇張がないよう注意して取扱う。

#### 5章 通信販売などの広告

- (1) 通信販売等の広告については、特定商取引法に基づいた表現・表記となっていないてはならない。特に下記事項が視聴者に認識できるかを確認しなくてはならない。
  - 1. 販売主体
  - 2. 販売価格(総額表示)
  - 3. 金の支払いの時期及び方法
  - 4. 商品の引き渡し時期(期間又は期限)

5. 申込みの有効期限があるときはその期限
6. 販売数量の制限その他特別の販売条件があるときはその内容
7. 割賦販売の方法により販売をするときは、割賦販売法の定めのとおり割賦販売条件
8. 付帯費用（商品代金に含まれない送料、梱包料、組立費、手数料）の額。
9. 返品条件
10. 商品名及びその内容(型式・品質・素材・性能・形態・色彩・量目・大きさ・製造者名・原産国・取扱方法等)を、可能な限り多く表示されていること。
11. 商品内容に関する表示が関係法令及び公正競争規約等において定められている場合はそれらの定めに従って表示されていること。

## 6章 食品・健康食品の広告

- (1) 食品の広告は、健康を損ねるおそれのあるものや、虚偽または誇大な表現を行っているものは取扱わない。
- (2) 健康食品の広告については、医薬品と誤認されるような効能効果を表示しているものは取扱わない。特に利用者の感想やコメントを含む広告は、感想・コメントが主観的なものであり、利用者によって実感、使用感には差があることを明記されているかを確認しなければならない。
- (3) 医師・薬剤師・看護師・病院・診療所などの推薦を用いている広告は、医薬品と誤認されるような表現でないかを確認しなければならない。

## 7章 地域性を考慮した広告

- (1) 地域性や慣習などが含まれている広告は、放映地域の特性に応じて、視聴者に不快感や不安な感情を与える表現を用いている場合は取扱わない。
- (2) 地域の産業や販売行為を妨げる恐れがある広告は取扱わない。

## 8章 個人情報保護

- (1) 懸賞等によって個人情報を取得することが目的である広告については、利用目的を具体的に示しているものでなければ取扱わない。
- (2) 広告主の提供により放送局側が個人情報を取得する場合は、広告主より「個人情報の取得経緯」、「第三者提供の本人同意」、「第三者提供の方法」、「個人情報の管理責任者」が明記された個人情報受渡確認書を取得しなくてはならない。

- (3) 大量の個人情報を放送局側から広告主に受け渡す場合や重要な情報を含む場合、受け渡しが恒常的、長期的である場合は、秘密保持、安全管理、責任事項を含む正規の契約書を締結しなくてはならない。

以上

社団法人日本ケーブルテレビ連盟  
2005年10月19日制定